



道徳科教育をシティズンシップ教育として再定義する : そのために考えるべきいくつかの問題

松下, 良平

(Citation)

いま道徳教育とシティズンシップ教育を考える:1-5

(Issue Date)

2017-05-27

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004027>



日本教育学会「近畿地区」研究活動@神戸大学発達科学部
 《いま道德教育とシティズンシップ教育を考える》
 2017年5月27日

道德科教育をシティズンシップ教育として再定義する
 ——そのために考えるべきいくつかの問題——

松下 良平
 武庫川女子大学文学部教育学科
 matsuryo@mukogawa-u.ac.jp

■ 本発表の目的

道德科は形成途上にあるという前提に立って、公教育の場である学校の教育課程に「道德」(修身科から特設「道德」や「特別の教科道德」(道德科)まで)を設ける意味を、学校教育の歴史をふりかえりながら問い直す(I)。

そのうえで、道德科をシティズンシップ教育の場として再定義する理論的意義(II)、およびグローバル化などの状況を踏まえた今日的意義を明らかにする(III)。

それを踏まえて、「考え、議論する」道德科の理念や原理の確立にむけて、再定義された道德科の教科としての基本原理を提案する(IV)。

2

I 学校における「道德」の作為性
 ——戦前と戦後の対比——

■ 学校における「道德」と学校内外の生活を通じた道德教育(広義の道德教育)の区別

○道德(ルール・規範や徳など)を身につけるのは、基本的には(学校内外の)生活を通じた道德教育の課題。学校は必ずしも必要ではない(歴史的にみれば学校は不要)。

○戦後の「道德」(特設「道德」や「道德科」)は、国民国家の形成や存続のために設けられた「修身科」の延長上にあり、その意味で道德教育の特殊形態にすぎない。

○作為的な「道德」教育vs.生活実践・社会実践を通じた道德教育
 →戦後の(教育学を含む)議論が忘却してきたこと

3

■ 修身科と道德教育——作為としての「道德」の利用

- 近代国家(国民国家)の要請としての学校における「修身」
- 一定の国家観の下での国民形成のための教育勅語
- ・二つの国家観(徳治主義vs.立憲主義)の闘争の産物としての教育勅語——徳治主義者(元田永孚)の攻勢を立憲主義者(井上毅)が馴い慣らそうとしつつも、思わぬ形で足下をすくわれ、その後立憲主義が形骸化していった。
- 修身科と広義の道德教育は原理的に区別される。

4

■ 特設「道德」と道德教育——「道德」の作為性の不可視化

- 学校における「道德」と広義の道德教育の重ね合わせ・融合。
- 特設「道德」は学校における広義の道德教育を「補充、深化、統合」という位置づけ。
- 「道德」の役割は広義の道德教育を補完することに限定され、「道德」固有の意義は不可視化され、消去された。

5

- 特設「道德」の帰結
- 「道德の時間」の固有の意義が不明。
- ・答え当てゲームや気楽な読み物やテレビ視聴等、(中途半端な)息抜きの時間。
- ・生活指導、生徒指導のほうが効果的。
- ・国語との違いがわからない。
- やりようによってはいろいろな可能性があり、一部の教師は新たな試みにチャレンジしたが、多くの教師はルーティンの授業でお茶を濁すか、別の時間として利用。
- 文科省による時間確保の調査・要請

↓

「道德」シニシズム、道德の矮小化、道德の軽視

6

●学校における実際の道徳教育

① 労働倫理の教育

・欧米社会に「追いつけ、追い越せ」のかけ声の下、「右肩上がり」の経済成長が続いた時代には、学校でも陰に陽に勤勉や規律や従順の態度が教えられ、道徳教育もまた経済成長という目標を達成するための仕掛けの一端を担った。

② 心の教育

・「学力競争」から落ちこぼれた青少年が非行・犯罪やいじめ・自殺に向かわないようにすることも、道徳教育の役割であった(秩序維持のために心や行動をコントロールするための道徳教育)。

○関連する教育概念をめぐる不毛でtrivialな対立の発生

・生活指導vs.道徳教育、生徒指導vs.道徳教育、生活指導vs.生徒指導

7

Ⅱ 「道徳」の意義を問い直す

■ 戦後における「道徳」再建の否定

●シティズンシップ教育のための「道徳」の可能性

戦後、天皇による徳治主義(外見的立憲主義)体制下の臣民形成のための「道徳」を否定したとき、学校の「道徳」には、立憲主義体制における主権者としての国民形成のための「道徳」——アメリカ教育使節団のいう民主化のための「広義の修身」——として再生する道が残されていた。

＝自由・権利・平等などの価値を身につけ、「思想及び良心の自由」を侵害しないようにそれ以外の価値を教える教育を公教育(特に国公立の学校)から排した上で、多様な価値を支持する人びとが公共圏での議論を通じて、少数派を尊重しつつ、道徳的一政治的な意思決定をしていくための「道徳」である。

→シティズンシップ教育としての「道徳」教育

8

●現実——シティズンシップ教育のための「道徳」の否定

しかしながら、戦後初期の社会科に一部シティズンシップ教育の役割が担われたものの、独立(主権回復)後には国民形成という課題から道徳的—政治的な価値の問題は排除されていく。

→国民形成は、もっぱら教養や学力の問題として位置づけられるようになる。教養や学力の中身をめぐって(保革の)政治的対立があったものの、国民が身につけるべき価値は、国家の経済成長と学力形成という価値に収斂していった。

↓
学校の「道徳」の存在意義は見えなくなり、実際の道徳教育は労働倫理の教育と心の教育に回収されていった。

9

●政治的背景——戦後社会はなぜこの道を歩まなかったのか

① 戦後に政治体制の根本的転換(天皇主権の「国体」の否定)が起こったことを容認したくない戦前志向型保守派と、修身型「道徳」の復活を恐れる進歩派の思惑が一致した。

② 戦争から経済成長へと目的が変わっただけで、1930年代に成立した国家総動員体制が戦後も引き継がれた。そのため、主権者育成は国家的課題にならないというより、むしろ経済成長を阻害しかねないものとして意図的に否定された。

③ 占領下だけでなく独立後も(そして今日でも)、戦後日本ではアメリカの政策に追従し、それに異を唱える国民を(利益誘導を通じて)封じるための国政が支配的であった(主権の制限)。



10

① 教育勅語が提起した国家と国民の関係をめぐり問いの忘却

→教育勅語を清算できない戦後日本社会

○外見的立憲主義体制が求めた修身道徳が徹底的に問い直されることはなく、教育勅語を「失効」「排除」させた後も、その実質は現代日本人の中に生きている。

・異を唱えず「億兆心ヲ一ニ」する(和を尊重する・「空気」に従う)ための道徳教育。

・自己の考えの主張をわがまま・自分勝手(利己主義)として始め、贈与(自己犠牲)を崇高とみなす道徳教育。

→道徳的思考の貧困

②&③ 既定の国政を推進する政府に追従する国民、つまり主権者たりえない国民が暗黙裏に求められた。

11

■ 「道徳」の再建を試みる

●ありうる選択肢

① 無意味にして時に有害な「道徳の時間」をごまかしながら行う。

② 存在意義の不明な「道徳」を廃止する(代わりに社会科をシティズンシップの場として再編する)。

③ 立憲主義体制における主権者としての国民形成に向けて「道徳」を再建する。

●考慮すべき論点

○道徳とは国家や社会の基本的な礎でもある。幸福、正義、自由、平等、権利、義務、福祉、配慮、責任、連帯、抑圧、解放、生、死、平和、戦争、等々をめぐる道徳的—政治的問題について、主権者が十分に考えようとする、適切に意思決定できないとき、国家や社会は必ずや迷走する。

○「道徳」の再建をめざす選択肢は、修身型「道徳」の復活に転じる危険を抱えている。しかし、「戦後レジームからの脱却」の意味を「教科「道徳」の復活」ではなく、「道徳」の再定義として捉えれば、別の新たな希望をもたらす可能性がある。

12

●現実的な選択肢

道徳科が設けられた今日では、当面「道徳」廃止の選択肢はない。一方、「考え、議論する」道徳は、選挙権年齢の18歳への引き下げに伴う主権者教育や政治教育の高校への導入や、学校への「主体的・対話的で深い学び」の導入にも後押しされて、「道徳」再建の転機になる可能性を秘めている。

☞公民科の中の新設科目「公共」との接合

●教育学の任務

教育学者が研究面でリードしながら、教師や保護者、さらには諸学問の専門家等を中心とした主権者たる国民が、公教育を受ける外国人市民(外国人児童生徒数は8万人弱)とも連携しながら、道徳科の目的やあり方を批判的に問い直し、理論的・実践的な支柱(道徳科の理念と論理)を新たに築いていくことが必要だといえる。

13

Ⅲ 「道徳」の再定義を迫る社会状況 ——グローバル化を中心に——

* 道徳科をシティズンシップ教育の場として再定義することは、国民国家の主権者教育のために必要なだけではない。今日の社会状況ではむしろ差し迫った課題である。

→どのような状況や問題に対応するための「道徳」か？

■ 一般論——価値一元的な「成長社会」から価値多元的な「成熟社会」への移行に対応するための「道徳」

●社会状況の変化

- ・グローバル化(産業構造や雇用形態の変化)、少子高齢化
 - 経済の低成長、格差・貧困、地方の衰退
- ・金融危機や景気回復対応のための財政出動 →巨額の国家債務
- ・「成長社会」がもたらした負の財(環境・労働・原発・国家債務……)
- ・巨大な自然災害

14

●善の実現からよりよきものの模索へ、悪の除去から負の財の配分へ

○複雑かつ困難な問題の打開や解決を試みる中で、従来にはない選択肢を創造し、よりよき(ましな)社会を築いていくという道徳的・政治的な課題に直面。

○問いは多様な答え(社会のあり方・人びとの生き方)に開かれており、唯一の正解はない。しかも、「負の財」の配分など、いずれの選択肢も何かを犠牲にしたり失ったりすることを伴う。

→公共圏において論点・争点を明確にし、多様な角度から議論を重ねることを通じて、解決策を探っていかなければならない。

●教育に期待される能力(資質・能力)の転換

○大量の知識を効率よく吸収することや問題の決まり切った解き方を身につけるのではなく、未知の課題に対処し、答えの定まらない問題を解決する力。

○自立した責任ある人間として、他者対話し協働しながら、よりよき選択肢を考え出し、実現できる力。

→「生きる力」の教育

「主体的・対話的で深い学び」、「考え、議論する道徳」

15

■ 各論1——弱い立場に追い込まれていく人びとが「政治的自由」を得るための「道徳」

●人間の不要品化

○今後グローバル化だけでなくAI化も進むと、今以上に多くの人びとが、労働者として使い捨てにされたり、不要品扱いされたりしかねない。

☞政府が企業の経営をモデルにするほどに、それらの人びとは「余剰人員」とみなされ、「不良債権」「廃棄物」扱いされていく。

→社会権や自尊だけでなく、生存権さえ奪われかねない。

→よりよき打開案・解決案を模索しながら、自分たちのことは自分たちで考えて決めること、すなわち責任ある——選択が社会にもたらす影響について責任を負う——主権者による自治(地方から国家まで)を支えるための基礎としての「道徳」。

→シンプルな道徳的義憤の発露は、多様な要因が複雑に絡まり合っている現代社会では逆説的な事態を招きかねない。

16

■ 各論2——市民的教養の代補としての「道徳」

●ゾーエー(zoe:生物学的生)の支配

・生き残りや勝ち残り、あるいは利得と損失への関心が肥大化し(富裕層と貧困層)、それ以外のことにも関心を向けていた中間層=教養市民層が衰退しつつある。

☞個人の生き方をめぐる「選択の自由」の対象の中の一つのジャンルとしての政治(「意識高い系」)

→ビオス(bios:よき生)の回復のための一つの手がかりとしての「道徳」

・よりよき生き方や社会への関心を取り戻し、よき生やよき社会を探究する構えを身につけるとともに、計算可能で交換可能なデジタル情報から成り、絶え間なく更新されていく世界における自己の道徳的・政治的立ち位置やパースペクティブについて自覚し省察するための「道徳」。

17

■ 各論3——排除のナショナリズムに抗し、民主主義を再構築するための基礎としての「道徳」

●グローバル社会における成功者

○国家が求める「道徳」は不要。グローバル市場のプレーヤー(=リバタリアン)としては、市場のルールと(個人の選択に伴う)自己責任で十分。

○国家は自己利益追求のための着脱自由な道具であり、国家の主権者であることにはそれほどの意味はない。ただし、アイデンティティの基礎としての国家は別。

○学校であえて「道徳」を設けるなら、グローバル市場の労働倫理(市場モラル)と愛国心を教えるべきと考える。

●グローバル化によって弱い立場に追い込まれていく人びと

○外国人排斥を説く「排除のナショナリズム」や「既得権益者」への敵意を剥き出しにする分断の政治を支持しがち。

→連帯や相互支援の「パトリオティズム」を支えにして、国民や定住外国人が連帯するための「道徳」。

18

【排除のナショナリズム】

排外主義、ポスト真理(フェイク、偽装)、企業経営をモデルとする政府(独裁的な政治権力、自国や自集団利益の最優先、対話の拒否、命令、飴と鞭・取り引き、情報の占有、私物化)、そのような強力な権力への期待や依存としてのポピュリズム

→民主主義の危機

【連帯のパトリオティズム】

- ・国民や定住外国人(国家の制度を共有する人びと)に対する生存権や社会権の保障。
- ・グローバル社会との連携や連帯に開かれた愛国主義。
- ・憲法パトリオティズム(ハーバース)からの示唆……国家の中の特定の民族的伝統によらない愛国主義。憲法に支えられた国家的制度を創設し維持・発展させてきた歴史と伝統への誇りや愛着に基づく愛国主義。

19

■ 再定義された「考え、議論する」道徳科の基本的方向性

●多様な道徳的見解や立場について理解し、それらを和解させ調停する仕方を学ぶこと。

●自己や社会にとって何がよい・望ましい(わるい・望ましくない)ことかについて、他者と対話・議論しながら考え、判断(意思決定)すること。

＝法や制度の基礎としての道徳を学ぶこと。

【補足】

*ルール・規範や徳などの道徳の習得は直接にはめざさない。

* 知育軽視の徳育ではなく、他教科と連携し、知的分析や考察に支えられた道徳教育へ

→公教育の役割……国家を個人による「選択の自由」の対象とみなす人びとや、日々の暮らしのことで精一杯で国家や社会について考える余裕のない人びとには、国民の連帯やよりよき社会について考えるチャンスは、もはや学校にしかない？

20

IV 道徳科における教科の論理を組み立て直す ——何を教えるのか——

*「考え、議論する」道徳は明確な理念や原理を確立しているわけではなく、過渡期にあってその課題は今後に残されている。

■ 道徳科の内容の再編

●特設「道徳」および「特別の教科 道徳」の現状

……個人、集団、社会、崇高(超越)というように同心円の拡大の論理に従って非系統的に配列された「内容」とその「指導」=習得・到達

☞学習指導要領改訂(2015年3月・2017年3月)の不徹底

21

●再定義された道徳科の「内容」(提案)

・学問的成果に基づく道徳の種類分類と関連づけ

→原理的に異質な2種類の道徳 →道徳の多元性

【自然の道徳】(動物と連続した道徳、原始宗教との関連)

=人が「ヒト」として仲間や集団の中で生きていくための道徳

・相手に共感して手を差し伸べる道徳、相手を思いやり手助けする道徳。

【人間の道徳】(普遍宗教との関連)

=個々の集団や共同体の道徳を超えて普遍的な生き方を志向することにより、人が「人間」らしく生きるための道徳。

・愛、慈悲、協同、連帯、平等、自立、自由、人格、幸福、等々。
*「人間の道徳」は「自然の道徳」の知的再構成という側面があるが、生物学的な自己保存に反する側面もある。

*「自然の道徳」および「人間の道徳」はいずれも、基本的には(学校内外の)生活や実践の中で身につく。

22

* 国民国家や民主主義社会に整合的な「人間の道徳」のみが学校における「道徳」の内容になりうる。

■ リベラリズム道徳

●人権思想と深く結びついた近代西欧由来の道徳。

百万から千万・億人単位の見知らぬ人びとから成る国民国家の基礎となる道徳。功利主義やカント主義など。

●自らが善いと思うものを追求する自由(経済的自由や思想的自由など)を個人の権利として尊重する。

●自由をあらゆる人に平等に保障しようとする立場と、自由がもたらす暴力や危険からの安全確保を重視する立場に分けられる。

●古典的なリベラリズムは、何ものかに束縛され拘束されていない状態としての自由(消極的自由)を重視する。他方、自分自身が自らの生の主体であること、すなわち自らの力で生活できること(自立)や、自らの行為を自ら決められること(自律)もまた自由(積極的自由)とみなされる。

23

●リベラリズム道徳の限界

○道徳はルールや原則に従うことであり、あらゆる人に等しくそれを適用することで、恣意性(特権者や近親者の優遇など)を排除し、公平性を確保しようとする。

○しかし、人びとが置かれた個々の状況や複雑な事情への配慮を欠いたまま、ルールや原理を重視し、正義や安全を抽象的・形式的に追求するために、しばしば冷酷さや無慈悲をあらわにする。

→人を苦しめるルールさえも正当とみなしたり、状況を考慮せずにルール違反者を一方的にパッシングしたり、ルールでは対処できない問題には目や耳を向けなくなったりする。

* 特設「道徳」や道徳科の基本目標——「道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度」を養うこと——は、リベラリズム道徳が前提。

24

■ ケアの倫理(責任の倫理)

- 人と人をつなぎ結びつける倫理、他者への思いやりや配慮の倫理。その基底にあるものとしての他者への応答責任(responsibility)の倫理(他者とのかかわり方の倫理)。
- ケアの倫理はリベラリズム道徳を、自己の力や自己利益の拡大をもつばら追求する暴力的な近代男性の観点を反映したものとして告発する。
- ケアの倫理の限界
 - 他者の他者性を尊重し、他者の声や物語に耳を傾けようとする応答責任の倫理だけでは、実効ある道徳的対応になりにくい。
 - ケアが配慮や世話として理解され、ケアの倫理が「女性の倫理」として位置づけられるとき、倫理的に大切な任務という口実で養育や介護の仕事が女性に押しつけられ、家族に不当に束縛されて女性の社会参加が妨げられたり、養育や介護の仕事が社会的に低く評価されたりすることになりかねない。
 - このような弊害を克服するためには、男女間の形式的な平等を説くリベラリズム道徳が大きな威力を発揮する。

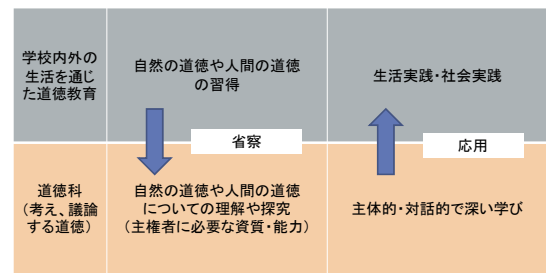
■ 共同体道徳

- 文化や伝統を共有する(血縁・地縁)集団や直接に見知っている人びとから成る共同体を維持するための道徳。
- 歴史の風雪を耐えて受け継がれ、生活や実践の中で自然に身につく規範や徳。それに従うのは「当たり前」と感じられるので、生活の外側から与えられる規範とは異なって「生きて働く」。
- 共同体道徳の限界
 - 共同体道徳同士はしばしば齟齬をきたす。そこから文化摩擦が生じ、他者排除が引き起こされることもある。
 - 共同体道徳が硬直したものであるとき、それに異を唱えるだけで個人が制裁を受けることもある。
 - 共同体道徳は最も実効性の高い規範であるが、ある意味では偏見の塊でもある。
 - 他者の声に耳を傾けるケアの倫理や、個人の自由を尊重するリベラリズム道徳によって“解毒”されないと、容易に排除の暴力に転化する。

■ 葛藤・対立する道徳と道徳科の目的

- 道徳はいずれも固有の意義と限界、利点と弱点を抱えている。
 - 利点が際立ち弱点が抑えられるときは人びとに希望を与える。だがその逆だと、暴力に転じて、人びとに厄災をもたらす。
 - 道徳は薬のように効能と副作用の両方を持つのであり、状況や場に応じた用法と用量こそがその死活を制する。
- ↓
- 道徳科の目的——多様な道徳の理解とよりよき道徳の探究
 - ① それぞれの道徳の意義と限界について理解を深めること。
 - ② それぞれの道徳の強みを活かし弱みを抑えられるよう、多様な道徳をうまく組み合わせてよりよき道徳を探究すること。
 →これらの理解や探究(学び)は、状況を考慮した具体的な事例に沿ってなされる必要がある。

道徳科と道徳教育



■ 道徳科が重視すること

- 「多面的・多角的に」思考し、自ら判断すること
 - 個々の状況で多様な選択肢から行為の結果を選ぶこと。
 - ・多様な行為の選択肢を創造すること。
 - ・それぞれの選択肢が当事者や社会にどのような影響を与えるかを考えること。
 - ・他者の見解や「正解」を(他人事のように)「述べる」のではなく、自ら「判断する」(特定の行為結果を選ぶ=選好すること)。
 - 多様な選択肢から選ぶ際の選好のモード(道徳観)を問い直すこと。
 - 他者と対話・議論すること
 - ・公共圏に参加する個人による「理性的公的な使用」(カント)の尊重 → 国家という枠組みを超える理性
- ↓
- 「主体的・対話的で深い学び」をリードする道徳科へ

■ 主要参考文献

亀田達也『モラルの起源——実験社会科学からの問い』岩波新書、2017年。

I. カント(篠田英雄訳)『啓蒙とは何か 他四篇』岩波書店、1950年。

C. ギリガン(岩男寿美子監訳)『もうひとつの声——少女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店、1986年。

M. サンデル(鬼澤忍訳)『公共哲学——政治における道徳を考える』ちくま学芸文庫、2011年。

F. ドゥ・ヴァール(柴田裕之訳)『道徳性の起源——ボノボが教えてくれること』紀伊國屋書店、2014年。

N. ノディングス(立山善康ほか訳)『ケアリング——倫理と道徳の教育 女性の観点から』晃洋書房、1997年。

Z. パウマン(伊藤茂訳)『新しい貧困——労働、消費主義、ニューブア』青土社、2008年。

A. マッキンタイア(篠崎栄訳)『美徳なき時代』みすず書房、1993年。

松下良平『道徳教科化と国民国家をめぐる政治学——いずれのシナリオを選ぶのか』『現代思想』第43巻第8号、2015年。

松下良平『道徳科構成原理論Ver1.0』『教育哲学研究』第112号、2015年。

松下良平『オーセンティックな道徳教育へ——道徳・倫理の多様性と学校教育』『道徳性発達研究』第10巻第1号、2016年。

松下良平『主権者教育の目的と課題——生活指導と道徳教育の協働のための一つの試み』『生活指導研究』第33号、2016年。

M. メイヤロフ(田村真・向野宣之訳)『ケアの本質——生きることの意味』ゆみる出版、1987年。